

8月のごみ収集日について(お知らせ)

8月のごみ収集日程は、下記のとおりとなっておりますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆8月のごみ収集日予定表 (日付は8月の収集日です)

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東側	鷹 巣	市街東北本線 西側
ペットボトル (第1曜日)	5日(火)	4日(月)	1日(金)	7日(木)	1日(金)	4日(月)	6日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	12日(火)	11日(月)	8日(金) 29日(金)	14日(木)	8日(金) 29日(金)	11日(月)	13日(水)
缶・プラスチック (第3曜日)	19日(火)	18日(月)	15日(金)	21日(木)	15日(金)	18日(月)	20日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	26日(火)	25日(月)	22日(金)	28日(木)	22日(金)	25日(月)	27日(水)
紙 類	火	月	金	木	金	月	水
	5・12・ 19・26	4・11 18・25	1・8・15 22・29	7・14 21・28	1・8・15 22・29	4・11 18・25	6・13 20・27
もやせるごみ	火・金	月・木		月・水・木		火・水・金	
	1・5・8 12・15 19・22 26・29	4・7・11・14・18・21・25 28		4・6・7・11 13・14・18・20 21・25・27・28		1・5・6・8 12・13・15 19・20・22 26・27・29	

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください。
- びんは、色により**3種類**(①透明、②茶色、③その他)に分けて、それぞれ資源の袋(赤)に入れ出してください。

○資源ごみ(衣類)の分別について

衣類はウエス(布切れ)として、ぞうきんや自動車工場などの油拭きとしてリサイクルされます。水や油が拭き取りやすい綿製のものだけを資源ごみ(衣類)に出してください。

(1) 資源ごみ(衣類)としてリサイクルできるもの

- 基準：綿製の衣類(綿の混合率が50%以上のものであればOK)
- 【例】・Tシャツ、ポロシャツ、トレーナー ・Yシャツなどのシャツ ・シャツ、タオル類
- ・Gパン、綿パン ※ボタン、ファスナーは外す必要はありません。

(2) 資源ごみ(衣類)としてリサイクルできないもの⇒もやせるごみ(青の指定袋へ)

- 基準：綿製以外のもの、綿製の衣類でも小さいものまたは材質が厚いもの
- 【例】・背広・スーツ(上下)、ワンピース
- ・学生服(上下)・職場の制服(上下)
- ・小さい物(靴下・パンツ・幼児服・ハンカチなど)
- ・化学繊維(ナイロン・テロン・アクリルなど)100%のもの
- ・セーター類全部(綿製のサマーセーター含む)
- ・防寒服(コート、オーバー、ジャンパー、スキーウェアなど)
- ・コーデロイジーンズ
- ・座布団、綿入れ、毛布類(綿製含む)

生活環境課 ☎22-1314

皆さん、ご存じですか? 児童扶養手当・特別児童扶養手当

える場合は支給されません。

★手当月額
重度障害児(1級) 51,100円
中度障害児(2級) 34,030円

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届のお知らせ
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方は、所得や監護の状況などの確認のため、8月12日から8月29日までに現況届、所得状況届を提出する必要があります。提出がない場合は手当を受給できなくなりますのでお忘れのないように!

●提出・問い合わせ先
福祉事務所社会福祉係
☎22-1400

国民年金保険料を キチンと納めていますか?

白石市の国民年金受給者総数は9,400人以上となり、市民の所得補償・福祉の基盤として年間約56億円が支給されています。将来、国民年金を受け取るためには、保険料を毎月忘れずに納めることが必要です。保険料の納め忘れがあると、ケガや病気で障害者となったとき・死亡したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられなくなることがあります。また、将来支給される老齢基礎年金も年金額が少なくなるだけでなく、受けられなくなる恐れもあります。

■手続きの際に必要なもの
①年金手帳
②印鑑(本人が署名される場合は不要)
③平成15年1月2日以降に他の市町村から転入された方は、前年の所得を証明するもの
④失業などを理由とするときは、「雇用保険受給資格者証の写し」など

●社会保険事務局大河原事務所
☎0224-511311
●市民課国民年金相談係
☎22-1312

シルバー人材センターは さまざまな仕事を引き受けます ～働くことで生きがいを～

自分の知識や経験・技能を生かして、同世代の方や地域との交流を深めたい方、退職後に仕事を求めたい方や、体の健康維持をとお考えの方、気軽に相談ください。

■会員になって働いてみませんか

60歳以上の方で会員になりたい方は、常時事務所(いきいきプラザ)にて受付します。会員数は、現在約350名。仕事の受注も年々増加し、職種もさまざまです。仕事は臨時・短期の就業や、短時間で継続的な就業です。

●年会費 1,000円

■会員の働き方 法律上、会員は就業で、仕事の発注者と雇用関係は発生しません。仕事の現場でも個人差はなく、「自主・自立・共働・共助」が基本理念です。

■さまざまな仕事を引き受けます

- ①あて名書分野(賞状・のし紙・席札など)
 - ②屋内外の軽作業(草刈り・除草・庭木の消毒・清掃など)
 - ③事務分野(一般・経理事務など)
 - ④技能を要する作業(襖・障子張り・植木剪定・大工【主に修繕修理】・家庭刃物研ぎなど)
 - ⑤管理・運搬・運転分野(車の運転・包装・梱包・駐車場整理・チラシの配布など)
 - ⑥家事援助分野(家事手伝いなど)
- ☎社白石市シルバー人材センター
☎22-1680

■国民年金保険料の免除申請は お早めに!

20歳以上60歳未満の方は全員国民年金に加入しなければなりません。しかし、所得が少なく、保険料を納めることが困難な自営業者、農林漁業従事者、フリーターなどの国民年金の第1号被保険者には、保険料の免除制度があります。

